

- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 指定公金事務取扱者に指定した日
令和六年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
1 太陽の国クリニック手数料
2 太陽の国交流センター使用料
- 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和六年四月一日

(保健福祉総務課)

福島県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年二月二十八日から同年三月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター会津坂下店 福島県河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、磐城小川江筋土地改良区が磐城小川江筋地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
令和七年三月三日から
同 月二十四日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市逢瀬町多田野字本郷一五九の二、一五九の六、一五九の二二、一六六の四
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市逢瀬町多田野字戸ノ内一四五の一、一四六の一
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市逢瀬町多田野字西久保七〇
- 2 保安林として指定された目的

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町横沢字浜林三七〇九の一・三七〇九の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七〇九の一〇、三七〇九の一三から三七〇九の一六まで、三七〇九の一八、三七〇九の二〇
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町館字浜六〇七の二、六〇七の四（次の図に示す部分に限る。）、六〇七の八、六〇七の九
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町舟津字浜前一三七の一、一三七の二〇から一三七の二四まで、一三七の三七

- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町舟津字浜前一三七の七、一三七の三六
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町横沢字浜林三七〇九の三、三七〇九の四、三七〇九の一七
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町舟津字宮西三の二
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字山下字太鼓堂五、六
 - 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
松崎松太郎
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定を解除する予定であること。
 - 2 解除予定保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 - 3 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
中根喜祖右衛門 中根松吉 新妻忠吉
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定を解除する予定であること。
 - 2 解除予定保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 - 3 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
菊地フチイ 菊地七重 金子勝寿 榊原昭宏 秋山善光 小林裕子 渡部文衛 岩

淵徳次 吉田マサ子 古生隆一 佐々木剛 佐藤進 佐藤テル 佐藤ナミ 佐藤希志
 男 佐藤源治 佐藤源造 佐藤千枝子 佐藤寅雄 佐藤寅雄 佐藤留夫 佐野光子
 新井田幸一 新井田由伊 西村昇 倉本安次 倉本伝一 倉本爲吉 大平教団 鶴見
 一郎 渡部重正 五十嵐通 田村嗣次 田村嗣次 渡部長吉 白坂榮 岩淵俊正 岩
 淵寅次 田崎吉平 田崎竹義 株式会社福島県農工銀行 佐藤郡衛 佐藤博子 山内
 孝平 天野一雄

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和七年福島県告示第六十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 押部利壽 目黒一士 菅家初太郎 青柳リツ子 雪下新次郎 雪下福次郎 菅家金
 - 六 渡部洋子 横田新 横田好雄 横田俊郎 横田長久 高根沢泰 山内映雄 渡部
 - 嘉一 渡部清太郎 渡部日出子 渡部利一 鈴木秀勇 高根沢宰主 栗城ミシノ 長
 - 谷川亨 横山一伊 横山昇 株式会社福島県農工銀行
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和七年福島県告示第六十二号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

（森林保全課）

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 尾形歌吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年福島県告示第二十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
 - 川向

千九百九十四番	一点	北緯三七度二分二六秒九三〇八
千九百九十四番	二点	東経一三九度三三分二六秒五六六三
千九百九十四番	二点	北緯三七度二分二七秒〇七三三
千九百九十四番	二点	東経一三九度三三分二六秒八一七七
 - 同 郡同 村大字松山字高遠目山

千五百二十五番	三点	北緯三七度二分二八秒〇七八七
千五百二十七番	四点	東経一三九度三三分二七秒三九六三
千五百二十七番	四点	北緯三七度二分二八秒〇三七六
千五百二十七番	五点	東経一三九度三三分二八秒九四一一
千五百二十七番	五点	北緯三七度二分二七秒一七二五

公 告

福島県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
白河市のうち、老久保、与惣小屋、西大沼、東三坂山、東大沼、鬼越、南湖、鬼越道下、池下裏、池下、池下向山及び丸小山の各一部の区域
- 二 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所事業部道路課

(都市計画課)

千五百二十八番	六点	東経一三九度三三分三〇秒八八八
同 郡同 村大字松山字上原		北緯三七度二分二七秒四一二三
千二百八十一番一	七点	東経一三九度三三分三秒一八二六
千二百七十九番	八点	北緯三七度二分二六秒〇八〇七
同 郡同 村大字松山字川向		東経一三九度三三分三秒七八〇三
千二百六番一	九点	北緯三七度二分二五秒九三三九
千二百三番	十点	東経一三九度三三分三秒九九七四
千百九十六番	十一点	北緯三七度二分二五秒三八〇七
		東経一三九度三三分三秒四二七七
		北緯三七度二分二五秒九五一二
		東経一三九度三三分二九秒九五四三
		北緯三七度二分二六秒二九六二
		東経一三九度三三分二九秒二七九三

(砂 防 課)

公告第49号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか15施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年2月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか15施設で使用する電気 予定数量3,938,800kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
171,855,165円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年11月8日

(施設管理課)

公告第50号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム設備の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政

令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年2月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県緊急時連絡網システム設備(設備の設計、製作、運搬、据え付け、調整等を含む。)一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年1月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
福島リコピー株式会社 福島県福島市鎌田字卸町21番地の2
リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
86,526,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当
- 8 その他
契約方式は、納入業者を福島リコピー株式会社とし、リース会社をリコーリース株式会社とした第三者賃貸方式による。

(原子力安全対策課)

公告第五十一号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百十号)第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和7年2月28日から同年5月31日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、郡山市産業観光部産業雇用政策課、会津若松市観光商工部商工課、須賀川市経済環境部商工課、二本松市産業部商工課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工課、大玉村産業建設部産業課、天栄村産業課、猪苗代町商工観光課、平田村企画商工課、三春町産業課、小野町産業振興課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 特定小売商業施設の名称及び所在地

1 名称 イオンモール郡山

2 所在地 郡山市日和田町字小原一番地ほか三百九十七筆(郡山市日和田町五庵地区計画区域内)

二 変更した事項

特定小売商業施設の名称

(変更前) (仮称) ショッピングモルフエスタ

(変更後) イオンモール郡山

三 届出年月日

令和7年2月20日

(商業まちづくり課)

公告第52号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年2月28日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック（7t級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月27日（金）
- (4) 納入場所 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年3月19日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年2月28日（金）から同年3月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年3月7日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年3月7日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年4月11日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月10日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removing Truck (7t class) lunit
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 11 April 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 10 April 2025
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第53号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年2月28日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 総務部電気自動車 11台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年7月31日（木）
- (4) 納入場所 福島県総務部総務課ほか計7か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年3月24日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年2月28日(金)から同年3月24日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月20日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年3月7日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年3月7日(金)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年4月11日(金)午後2時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月10日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 11 electric vehicles for General Administration Department

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:30 p.m., 11 April 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 10 April 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則

福島県教育財産管理規則(昭和三十五年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財務課施設財産室)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和七年二月二十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和七年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同月三十一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

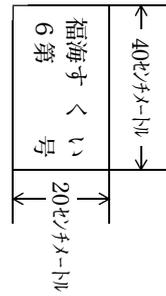
(一) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における

境界点正東九海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。

(二) いかなる対象とする場合は、(一)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあっては、(一)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域)。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定
- 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告
- 操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し
- この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 六 指示の有効期間
- この指示の有効期間は、令和七年三月一日から令和八年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

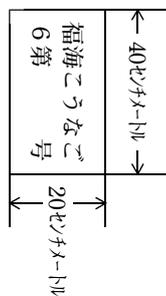
令和七年二月二十八日

- 一 操業の承認
- こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

- 三 操業期間
- 操業期間は、令和七年四月一日から同月三十日までとする。
- 四 制限又は条件
- 1 操業の禁止区域
- 次に掲げる海域での操業は、禁止する。
- 夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあっては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域)。
- 2 承認証の備付け及び標識の表示
- 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定
- 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告
- 操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し
- この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 六 指示の有効期間
- この指示の有効期間は、令和七年三月一日から令和八年二月二十八日までとする。